

山梨県公報

第八十六号

令和二年

四月六日

月 曜 日

目次

訓令

○山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………一七三

訓令

山梨県訓令第十一号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程(昭和五十八年山梨県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「社会教育課」を「生涯学習課」に改め、同条第四項中「社会教育課長」を「生涯学習課長」に、「社会教育課総括課長補佐」を「生涯学習課総括課長補佐」に改め、同条第五項中「社会教育課」を「生涯学習課」に改める。

別表一中「総合政策部長 オリジニック・パラリンピック推進局長」を「知事政策局長 スポーツ振興局長」に、「エネルギー局長 産業労働部長 観光部長」を「産業労働部長 観光文化部長」に改める。

別表二中「政策企画課長 県民生活・男女参画課長 生涯学習文化課長」を「政策参事 県民生活総務課長」に、「社会教育課長 スポーツ健康課長」を「生涯学習課長 保健体育課長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番